

相馬市民憲章

- 1. 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
- 1. 報徳の訓えに心をはげまし、うまずたゆまず豊かな相馬をさずこう。
- 1. ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

お知らせ版

災害弔慰金の支給対象者を追加

問い合わせ先 社会福祉課 (☎372171)

東日本大震災により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給しています。

従来は死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母に支給していましたが、これらの遺族がない場合に限り、死亡当時同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹に災害弔慰金を支給します。

または生計を同じくしていた兄弟姉妹。 ※「生計を同じくしていた」場合とは、所得税法上の扶養親族となる方をいいます。

のカナ表記、口座番号が印字された部分) ※後日、電話などで状況を確認させていただく場合があります。

【災害弔慰金支給詳細】

●対象となる方 災害により死亡した方(被災時に相馬市に住所を有していた方)のご遺族で、支給の範囲および順位は次のとおりです。

- ▽支給順位および対象者
 - 死亡した方により主として生計を維持されていた
 - ① 配偶者
 - ② 子
 - ③ 父母
 - ④ 孫
 - ⑤ 祖父母
- これらの遺族がない場合に限り、死亡当時に同居し、

●支援の内容 生計維持者が死亡した場合 500万円 250万円 ※「生計維持者」は、死亡した方から見て、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族となる方をいいます。

●提出書類 災害弔慰金に係る受領申出書(様式1) 口座振込依頼書(様式2) 受領される方の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証、年金証書など) 死亡診断書(検案書)などの写し

▽振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、名義人の写し)

相馬市からのお知らせをラジオで放送しています

そうまさいがイエフエム

周波数：76.6メガヘルツ

放送時間：常時

定時放送は平日の10時、13時、17時

県外で予防接種を希望する方は事前手続を

市では、11月1日から、やむを得ない事情により、福島県外の医療機関で予防接種を行い、接種料金を支払った場合、接種料金を助成します。ただし、事前に申請手続きを行った方に限りますので、予防接種前に必ず、保健センターへ申請してください。

●対象となる予防接種 ※11月1日以降に接種した方に限ります。

- 1 定期の予防接種(予防接種法に基づく一類疾病の予防接種)
- ▽BCG▽三種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき)▽MR1期・2期・3期・4期
- ▽二種混合(ジフテリア・破傷風)▽日本脳炎
- 2 子宮頸がん等ワクチン予防接種緊急促進事業
- ▽ヒブワクチン▽小児用肺炎球菌ワクチン▽子宮頸がん予防ワクチン

- 申請場所 保健センター
- 持参するもの 母子健康手帳▽予診票(交付されている場合)
- 問い合わせ先 保健センター (☎354477)

11月30日まで申込延長

応急修理制度の申込を11月30日まで延長

東日本大震災により、全壊、大規模半壊または半壊した住宅を市が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理をする制度の申込期限を10月31日(月)までとじていましたが、11月30日(水)まで延長することとしました。

詳細は、建築課にお問い合わせください。

●問い合わせ先 建築課 (☎372178)

損壊家屋などの撤去申込を11月30日まで延長

東日本大震災により損壊した家屋などの撤去の申し込み期限を10月31日(月)までとじていましたが、11月30日(水)まで延長することとしました。

詳細は、都市整備課にお問い合わせください。

●問い合わせ先 都市整備課 (☎372160)

県借上げ住宅の申込を3月31日まで延長

これまで実施してきた県の借上げ住宅の受付は、10月31日(月)に終了する予定でしたが、福島県との協議の結果、平成24年3月30日(金)まで延長することになりました。

詳細については、建築課へお問い合わせください。

●問い合わせ先 建築課 (☎372179)

ご利用ください! 「中小企業向け復旧・復興支援ガイドブック」

県内の中小企業を対象とした各種補助制度、資金繰り・雇用支援などが掲載されている「復旧・復興支援ガイドブック(10月版) ver.6・1」が作成されましたのでお知らせします。

ガイドブックは市役所2階 商工振興課窓口にあります。

また、福島県ホームページからダウンロードも可能です。ぜひご利用ください。

●問い合わせ先 商工振興課 (☎372154)

被災代替土地や被災代替家屋を取得した方

固定資産税が減額になります

東日本大震災に関する特例により、被災代替土地や被災代替家屋を取得した場合には、次のとおり固定資産税が減額となります。

●被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分について、住宅用地とみなし、課税標準額を20平方メートルまでは6分の1、それを超える部分は3分の1とします。

●被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者などが被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合、被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、住宅用地とみなします。

●被災代替家屋の特例

大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者などがその家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に

取得し、または改築した場合、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積に相当する分について、4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額します。

●被災代替償却資産の特例

大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者などが当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、または改良した場合、課税標準額を4年度分2分の1とします。

※これらの特例の適用については、申告と一定の要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先 税務課 固定資産税係 (☎372128)

相馬税務署から被災された方へ
所得税の還付・軽減

東日本大震災により住宅や家財・自動車などに被害を受けた方は、雑損控除などの適用により平成22年分にさかのぼって、所得税の還付や軽減・免除を受けられる場合があります。

相馬税務署では、所得税の還付や軽減・免除手続きについての個別相談(申告書の作成)を次により行っています。

▽給与所得者の方が勤務先の年末調整によって還付や軽減・免除を受けることはできませんので、この個別相談をご利用ください。

●期間 11月29日(火)まで

※土曜・日曜・祝日を除く

●受付時間 9時～16時

●場所 中村字塚ノ町65-16 振興ビル6階・第二会議室

●問い合わせ先 相馬税務署 (☎363111)

※所得税の還付・軽減手続きは、11月30日(水)以降も税務署において行うことができますが、お早めの手続きをお願いします。

思い出の品がないか、もう一度ご確認ください

11月30日をもって被災写真の公開を終了します

市では、津波により流出した写真アルバムやランドセル、書籍、位牌などを公開しています。

自衛隊や警察、消防団の皆さんが被災地から拾い集めた品を、ボランティアの協力により、できるだけきれいな状態に洗浄処理して保管していますが、今もまだ、たくさんの写真が、持ち主のもとに帰る日を待っています。

しかし、震災から8カ月が過ぎ、現在では訪れる方もほとんどいない状態です。

そこで、**11月30日(水)**で、**公開を終了し、会場を閉鎖いたします。**

残り少ない公開期間ですが、この機会に、ぜひ思い出の品を見つけてお持ち帰りください。

- 公開場所 旧相馬女子高校 (中村字川原町)
- 公開時間 10時～15時
(土日・祝日も公開しています)

※大判の記念写真(結婚式・七五三などのスタジオ撮影写真、同窓会・団体旅行などの集合写真など)の一部については、デジタル化して保管しています。

こちらは企画政策課にて閲覧できますので、ご希望の方はご連絡ください。

●問い合わせ先 企画政策課 (☎ 37-2218)

住宅被害見舞金を贈呈します 台湾佛教慈濟基金会

(財)台湾佛教慈濟基金会は、東日本大震災により居住していた住居が全壊・大規模半壊・半壊の被災をした世帯に、家族人数に応じて住宅被害見舞金を贈呈します。

混雑が予想されますので、対象となる方は、申請に必要なものをすべてそろえたうえでご来場ください。

当日会場でのコピー依頼などは一切お受けいたしかねます。

●対象者 次の全ての条件を満たす世帯の世帯主の方です。
(1)平成23年3月11日現在で相馬市に住民登録があること。

(2)市が発行したり災証明書書の「り災世帯の構成欄」に「氏名、生年月日、続柄」の記載があること。

(3)り災証明書が全壊、大規模半壊または半壊であること。

※震災で世帯主が亡くなった

場合は、現在の世帯主が対象です。受付にお申し出ください。

●申請日時 12月3日(土) 9時～16時・12月4日(日) 9時～12時

●申請会場 総合福祉センター(はまなす館)ホール
小泉字高池357番地

●見舞金支給金額
▽単身世帯 3万円
▽2人から3人の世帯 5万円

▽4人以上の世帯 7万円
※支給額は、基金会がり災証明書の「り災世帯の構成欄」に記載された人数で決定します。

●見舞金申請に必要なもの
▽り災証明書の写し(台湾佛教慈濟基金会に提出していただきます)

▽本人確認書類(免許証、健康保険証など)

▽印かん(朱肉を使用する認印)

▽世帯主以外が申請する場合は委任状(世帯主から委任を受けた方の本人確認書類が必要です)

●当日申請できない場合
(財)台湾佛教慈濟基金会日本支部までお問い合わせください。

(財)台湾佛教慈濟基金会 1966年證嚴法師によつて台湾・花蓮県で設立されました。

台湾を拠点にして広く世界に視野をおいた慈善団体で、医療・建設・教育・社会文化などの事業を展開しています。

●問い合わせ先
▽(財)台湾佛教慈濟基金会
日本支部 <http://tw.tzuchi.org/jp/> (受付時間 9時～17時) (☎ 03-3203-5651)

▽社会福祉課 (☎ 372171)

津波による甚大な被害があった地域を災害危険区域に指定しました

問い合わせ先
都市整備課 (☎372161)

市では、東日本大震災による津波で家屋が流出するなど、甚大な被害があった地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、市民の安全を確保するため、災害危険区域に指定し、建築制限を行います。

●災害危険区域とは

建築基準法第39条に基づき、津波などによる危険が著しいために建築物の建築に適さない場所として、市が指定した区域。

●指定する区域

大字名	字名など
原釜	大津の一部、北谷地の一部、仲田の一部、沼尻の一部、浜田の一部、蕨平の一部
尾浜	北ノ入の一部、須賀畑の一部、寺前の一部、二合田の一部、船越の一部、南ノ入の一部
新沼	広須賀の一部
柏崎	北家野の一部、南家野の一部
磯部	上ノ台の一部、大洲の一部、大浜の一部、大迎の一部、狐穴の一部、古磯部の一部、芹谷地の一部、台畑の一部、土橋の一部、信成の一部、四方柴の一部
蒲庭	狩野の一部、立切北の一部、前迫の一部、孫目の一部

※区域内の地番などを確認したい場合は都市整備課にお問い合わせください。

●建築制限の内容

左記区域内においては、住居の用に供する建築物(注1)の建築(注2)が制限されます。

(注1) 専用住宅、共同住宅、併用住宅および特別養護老人ホーム、病院、旅館、ホテルなど宿泊を伴う建築物が制限されます。それ以外の建築物(店舗、工場、倉庫など)の建築は可能となります。

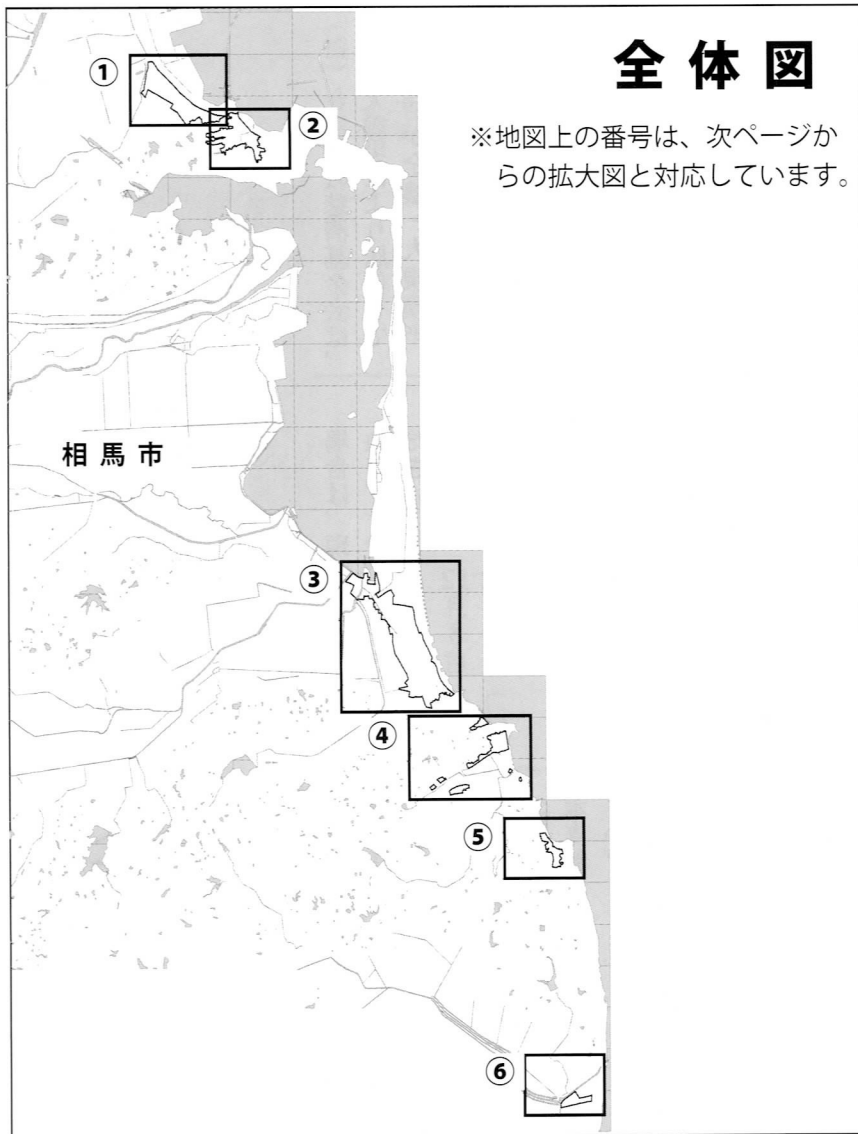
(注2) 制限される建築とは、以下の行為となります。

- ① 「新築」 更地に新たに建築物をつくること、または別棟で新たに建築物をつくること。
- ② 「増築」 敷地内の既存建築物に増築すること。
- ③ 「改築」 従前の建築物を取壊し、これと位置、用途、構造、階数、規模がほぼ同程度のものを建てること。
- ④ 「移転」 同一敷地内で、建築物を移すこと(曳家)。

敷地が異なる場合は新築。

全体図

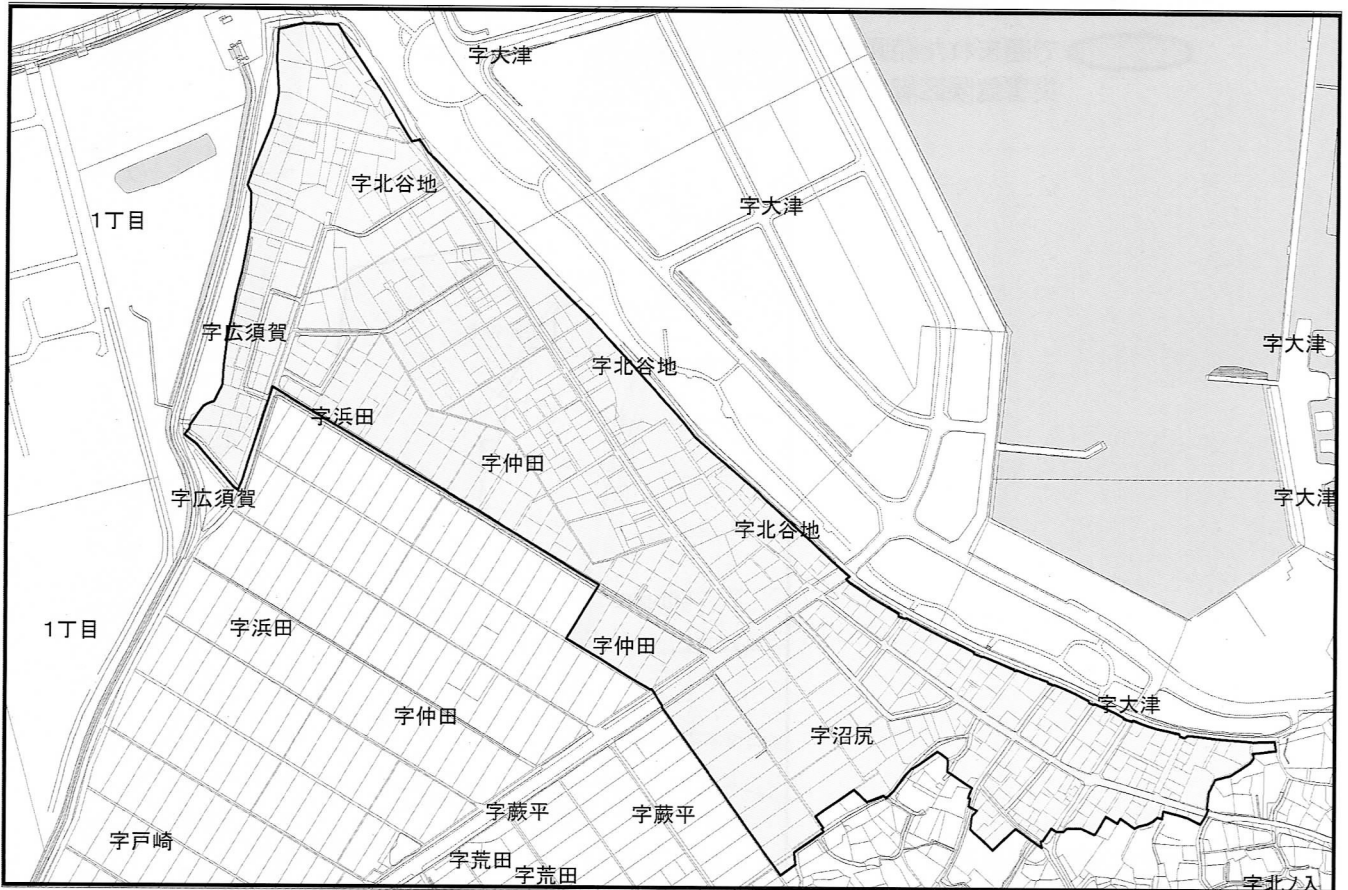
※地図上の番号は、次ページからの拡大図と対応しています。



●制限する期間 防波堤、護岸の整備など防災対策や避難路の整備など減災対策が講じられるなど、当面の間。
●告示年月日
平成23年10月31日相馬市告示第52号

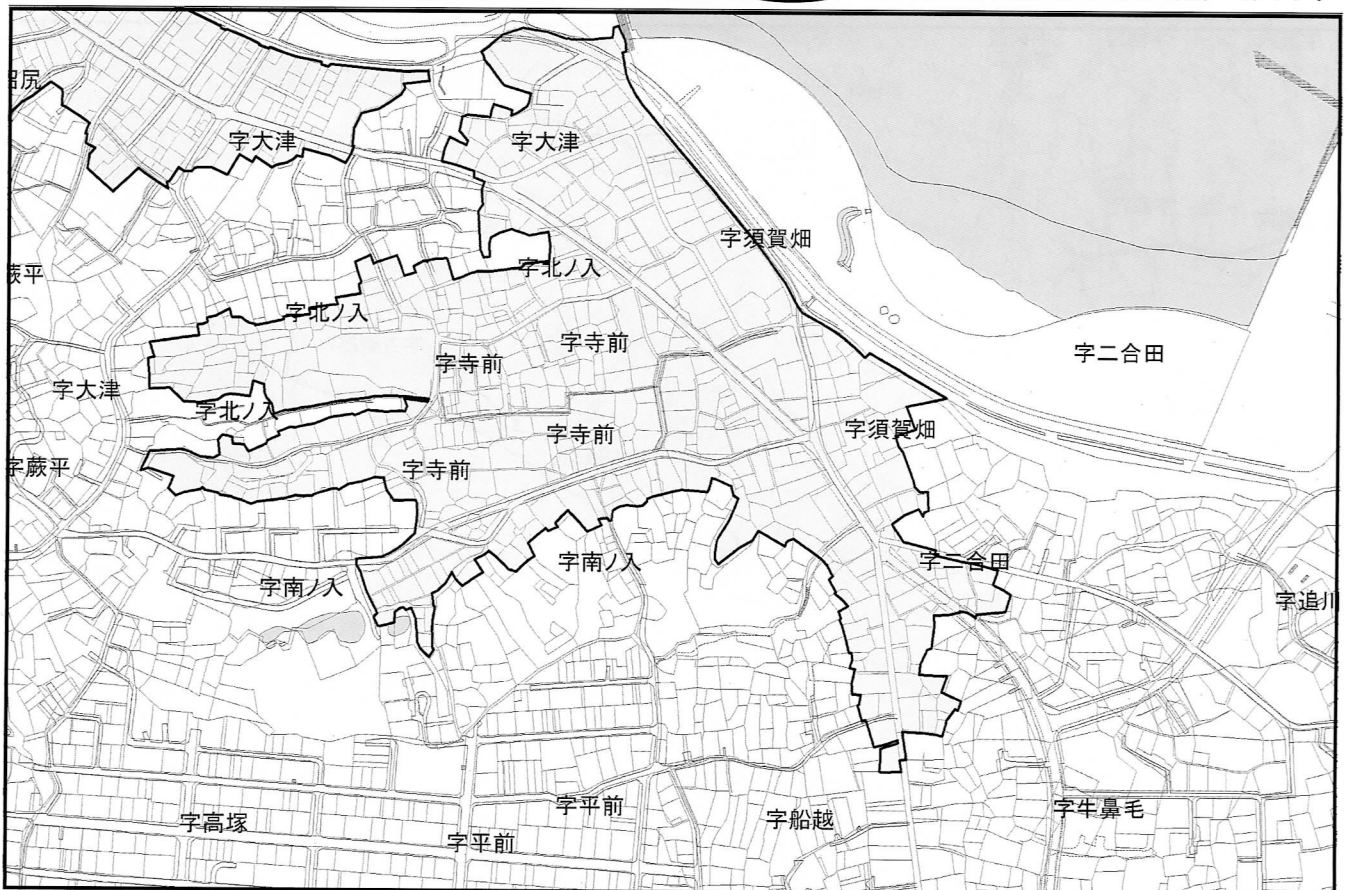
① 原釜字大津ほか

○で囲まれた範囲が災害危険区域です。



② 尾浜字北ノ入ほか

○で囲まれた範囲が災害危険区域です。



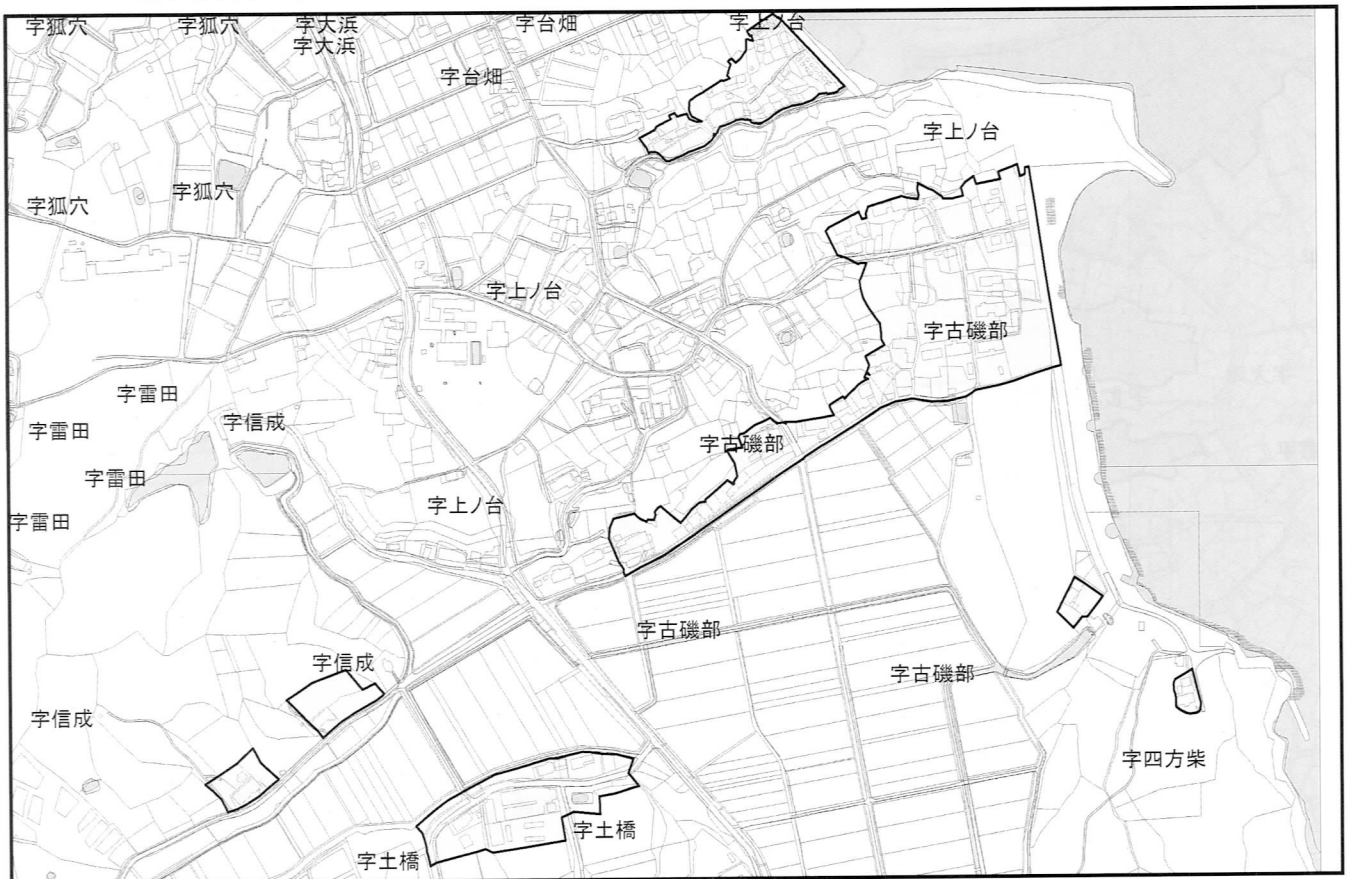
③ 磯部字芹谷地ほか

で囲まれた範囲が
災害危険区域です。



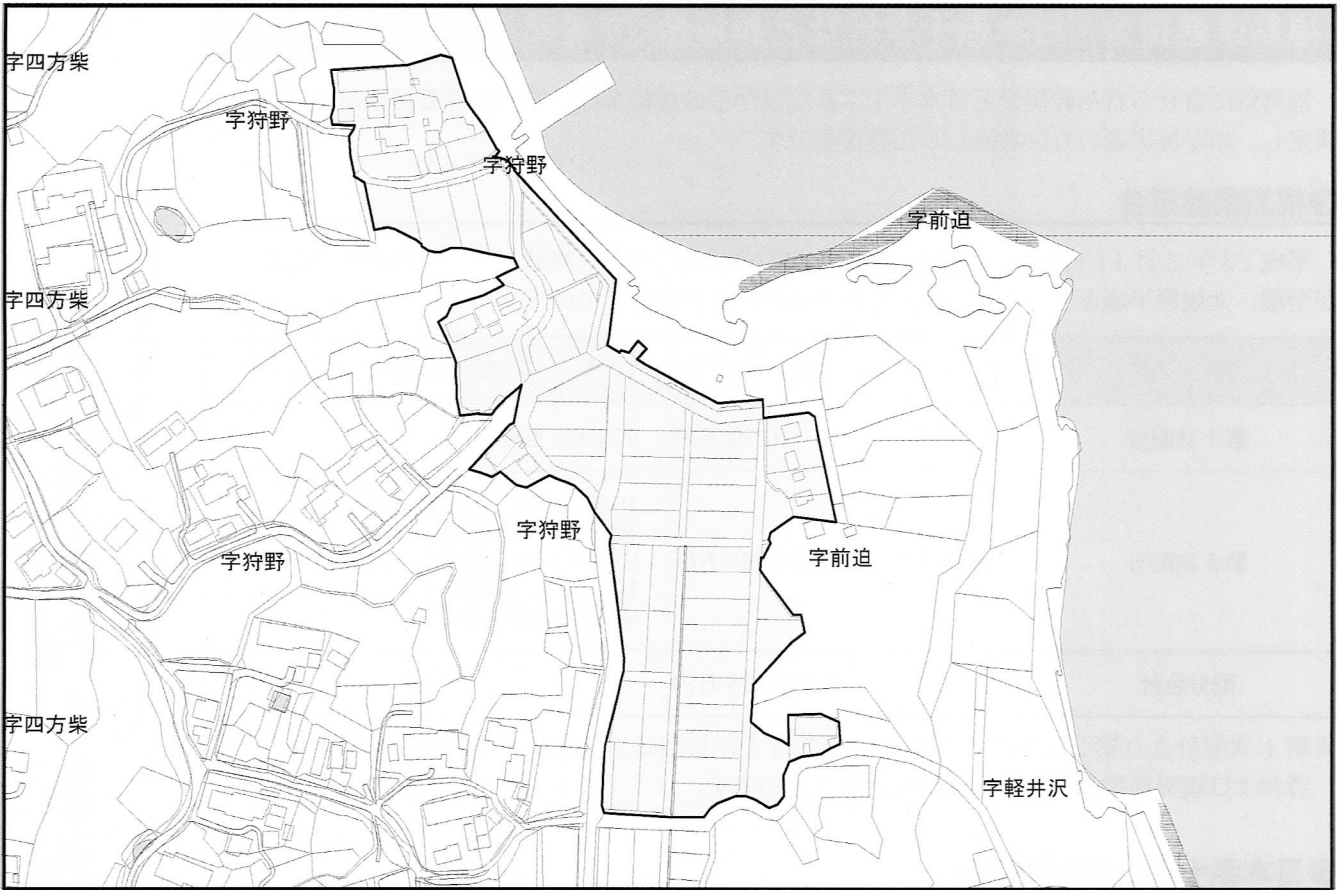
④ 磯部字古磯部ほか

で囲まれた範囲が
災害危険区域です。



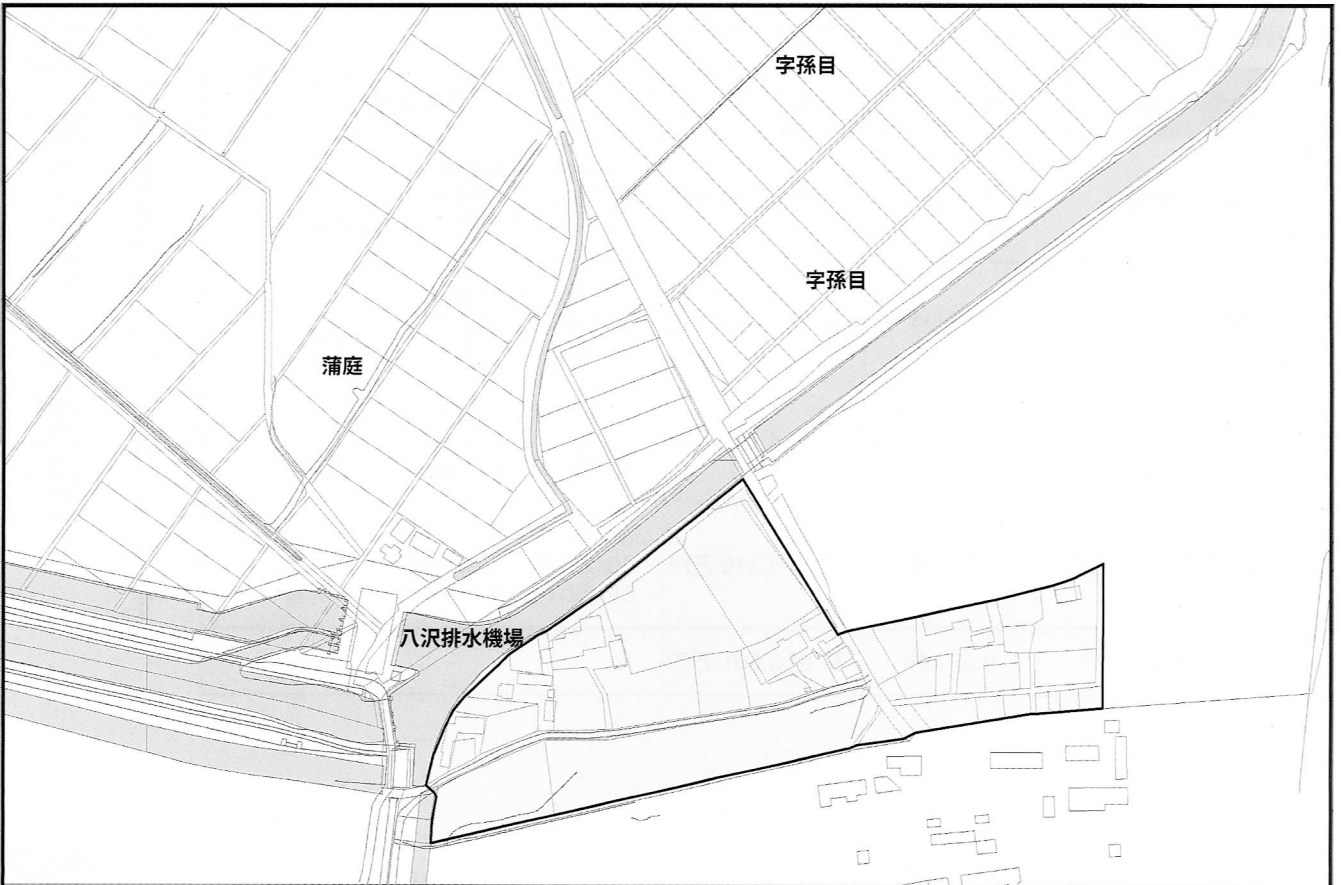
⑤ 蒲庭字狩野ほか

○で囲まれた範囲が災害危険区域です。



⑥ 蒲庭字孫目ほか

○で囲まれた範囲が災害危険区域です。



福島県義援金・日本赤十字社など義援金（平成23年10月31日現在）

福島県に寄せられた義援金と日本赤十字社などからの義援金は、県の配分委員会が配分を決定し、市が被災者の方にお渡しした義援金です。

●福島県義援金

平成23年3月11日現在、相馬市に居住していた方で、地震、津波で住宅（借家を含む）が全壊、大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯にお渡ししています。

区分	件数	金額	配分額基準
第1次配分	1,844件	9,220万円	5万円/世帯
第2次配分	2,266件	2億1,495万円	10万円/死亡者・行方不明者 10万円/全壊世帯 5万円/大規模半壊・半壊世帯 100万円/震災孤児 50万円/震災遺児
配分合計	4,110件	3億0,715万円	

※第1次配分より第2次配分の件数が多くなっているのは、2次配分では配分基準に死亡者および震災孤児などが新たに追加されたためです。

●日本赤十字社など義援金

平成23年3月11日現在、相馬市に居住していた方で、①地震、津波で住宅（借家を含む）が全壊、大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯、②地震や津波で亡くなった方、または3カ月間行方の分からない方のご遺族にお渡ししています。

区分	件数	金額	配分額基準
第1次配分	2,270件	6億6,530万円	35万円/全壊世帯 18万円/半壊世帯 35万円/死亡者・行方不明者
第2次配分	2,267件	10億5,804万円	56万円/全壊世帯 28万円/半壊世帯 56万円/死亡者・行方不明者
第2次追加配分（1回目）	2,267件	1億4,327万円	75,808円/全壊世帯 37,904円/半壊世帯 75,808円/死亡者・行方不明者
第2次追加配分（2回目）	2,267件	1億1,340万円	60,000円/全壊世帯 30,000円/半壊世帯 60,000円/死亡者・行方不明者
配分合計	9,071件	19億8,001万円	

福島県義援金や日本赤十字社など義援金、そして市に寄せられた災害義援金の配分状況をお知らせします。

義援金の配分状況をお知らせします

市に寄せられた義援金（平成23年10月31日現在）

国内外の皆さまから相馬市に直接寄せられた義援金は、市の配分委員会が配分を決定し、被災者の方にお渡しした義援金です。

●市に寄せられた義援金の配分状況

区分	金額	備考
市に寄せられた義援金の総額	5億5,217万円	
既に配分した義援金額	3億6,788万円	詳細は「●配分状況の内訳」のとおり
未配分の義援金額	1億8,429万円	詳細は「●未配分の義援金について」のとおり

●配分状況の内訳

お寄せいただいた義援金は、震災で被災した方への生活支援金、自立支援金や仮設住宅入居支度金などとして配分し、また、緊急避難時への備えのために活用しています。

- ▽生活支援金 **1億6,389万円**（3万円／人を5,463人の方に支給しました）
 - ・対象者：相馬市に住民登録（3月11日現在）があり、地震、津波で住宅（借家を含む）が半壊以上の被害を受けた方
- ▽仮設住宅入居支度金 **7,670万円**（10万円／世帯を767世帯に支給しました）
 - ・対象者：市内の仮設住宅に入居が決定し、仮設住宅入居時に相馬市に住民登録がある世帯
- ▽自立支援金 **9,670万円**（10万円／世帯を967世帯に支給しました）
 - ・対象者：相馬市に住民登録（3月11日現在）があり、住宅（借家を含む）が半壊以上の被害を受けた世帯（仮設住宅入居支度金の支給を受けていない世帯）
- ▽自立支援セット **21,356,000円**（布団セット 3,000組配布）
- ▽避難用リュックサック **8,565,927円**（全世帯へ配布）
- ▽避難用担架 **670,000円**（自力避難困難者用 50台配置）

●未配分の義援金について

市に寄せられた義援金の未配分額については、11月8日に開催した配分委員会での配分が決定されましたので、相馬市災害義援金として下記の方法で12月中旬にお渡しをする予定となっています。

なお、12月に配分を予定している総額は、1億8,300万円（3万円×6,100人）です。

- ◎対象者：3月11日現在、相馬市に住民登録があり、住民登録地の住居が災証明で半壊以上の被災を受けられた世帯。
- ◎配分額：災証明「災世帯の構成欄」にお名前の記載がある人数×3万円
- ◎支給方法：県義援金などを受け取られた世帯の代表者の口座に振り込みをします。（申請書などの提出は必要ありません）

●問い合わせ先

- ▽福島県義援金・日本赤十字社など義援金：社会福祉課（☎37-2171）
- ▽市義援金：財政課（☎37-2123）

林業の仕事をしていたこと...ありませんか？

林業退職金共済事業本部では林業退職金共済制度（林退共）による退職金を受け取っていない方を探しています。また、過去に林業に従事しており、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べしています。心当たりのある方は、お気軽にご相談ください。

林退共とは、林業従事者が対象の制度です。当制度では、一定期間加入している方が林業を辞められた場合などに退職金の受け取りができます。

また、東日本大震災で被災され、共済手帳を紛失された方が退職金を請求される場合など、できうる限りの範囲において速やかに対応しますので、最寄の支部または本部へお問い合わせください。

●問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部（〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル ☎03-5400-4334 FAX03-34

32-5868

※詳しくはホームページでもご案内しています。

http://www.rintaiyo.taisyokukin.go.jp/

年末調整説明会を開催

相馬税務署では、次の日程で「平成23年分年末調整説明会」を開催します。

●開催月日 11月17日（木）および11月18日（金）

●時間

▽受付 13時00分～

▽説明会 13時30分～15時30分

分

●開催場所 総合福祉センター「はまなす館」多目的ホール（小泉字高池357）

●問い合わせ先 相馬税務署 法人課税第一部門（☎363111）

※音声案内で「2番」を選択してください。

●その他

※駐車場の利用台数には限りがありますので、ご了承ください。

※年末調整関係用紙については、税務署にお届けのある住所あてに送付しています。

「PM4（ピー・エム・フォー）ライトオン運動」実施中

秋から年末にかけて薄暮時（午後4時から午後7時）に交通事故が増加する傾向にあります。

ドライバーの皆さんは、午後4時を目安としたライトの早め点灯と、原則上向きライト（幻惑防止のため、こまめな切り替え）を励行し、歩行者や自転車の存在に気がつけた運転を心掛けましょう。歩行者や自転車運転者の皆さんは、夜光反射材や自転車ライトの早め点灯などを活用し、ドライバーの方に自分の存在を早期に見てもらおうようにしましょう。

市民全体の取り組みにより、交通事故防止に努めましょう。

●運動期間 平成24年2月29日まで

（市・市交通対策協議会）



市内の大気中アスベスト濃度測定結果

●調査場所

被災地区や住宅地など、市内の10箇所で開催。

●測定方法

環境省作成の「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」に準拠。

●調査項目

環境大気中のアスベスト繊維数の濃度。（総繊維数を計測し、電子顕微鏡によりアスベストを同定）

●測定結果

全ての測定箇所、アスベスト繊維数濃度が、敷地境界基準である10本/リットル（大気汚染防止法施行規則第16条の2）を下回っています。

●問い合わせ先 生活環境課（☎372142）

●総繊維の繊維数濃度

測定日：平成23年10月11日（単位：本/リットル）

測定地点	総繊維数濃度	アスベスト繊維数濃度	その他の繊維数濃度
1. 光陽地内（災害廃棄物集積場）	4.3	0.60	3.7
2. 尾浜地内（賀都屋交差点）	2.5	0.20	2.3
3. 岩子地内（消防屯所）	1.9	0.50	1.4
4. 新田地内（結城農機店前交差点）	0.98	0.12	0.86
5. 磯部地内（堰場橋丁字路）	1.7	0.00	1.7
6. 光陽地内（ソフトボール場）	1.2	0.00	1.2
7. 細田地内（松ヶ江地下道交差点）	1.9	0.10	1.8
8. 北飯渕地内（角田公園）	1.4	0.00	1.4
9. 中村地内（市役所分庁舎前）	0.86	0.00	0.86
10. 日下石地内（国道6号ローソン前）	1.8	0.10	1.7

放課後児童クラブ登録申込受付

平成24年4月からの放課後児童クラブへの入会登録の受付を次により行います。

●受付期間

11月21日(月)～平成24年1月6日(金)

●登録会員の資格

日中保護者の就労などで留守家庭(かぎっ子)になる小学1年生から3年生までの児童・著しく心身に障害のない児童

●定員 右表のとおり

●申込方法

中央児童センターおよび川原町児童センターについては直接各センターに登録申請書を提出してください。

中村二小児童クラブ、飯豊小児童クラブ、大野小児童クラブについては各クラブまたは市社会福祉課のいずれかに児童クラブ登録申請書を提出してください。(申請書は、それぞれの窓口にあります)

●その他

登録希望者は、児童クラブ入所選考基準により審査することになります。

市内放課後児童クラブ

児童クラブ名	定員	電話	実施日時
中央児童センター ポニークラブ	60名	35-2008	●毎日 (日曜、祝日、年末年始を除きます)
川原町児童センター みつばちクラブ	50名	35-6355	
中村二小児童クラブ かめクラブ	35名	38-8131	●12時～ 18時15分 (土曜日と長期休業期間は9時～18時15分)
飯豊小児童クラブ ひまわりクラブ	30名	37-8870	
大野小児童クラブ たんぼクラブ	30名	36-3570	

●問い合わせ先 市社会福祉課(☎37-2204) または各児童センター、児童クラブ

平成24年度 保育所入所児童募集

来年度4月に保育所の入所を希望する児童の申し込みを次により受け付けます。

●受付期間 11月21日(月)～平成24年1月6日(金)

●対象者 保護者および同居親族者が次のいずれかの理由で、家庭で十分な保育が受けられない乳幼児。

1. 日中、常に家庭外で働いている。
2. 日中、常に家庭内で児童と離れて家事以外の仕事をしている。
3. 妊娠中か出産後間がない。
4. 病気やけがをしているか精神または身体に障がいがある。
5. 病気や精神または身体に障がいがある同居の親族を長期にわたり常時介護している。
6. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる。
7. 平成24年度中に出産休暇育児休業が終了して職場復帰する。
8. 求職活動により、児童の保育ができない。
9. その他、右記の状態に類する状態にある。

保育所一覧

保育所名	住所	定員	電話番号	保育時間
相馬保育園	中野字寺前 37	120名	35-2570	7:00～ 19:00
中村報徳保育園	中村字大手先 31-2	150名	36-1800	
みなと保育園	尾浜字原 189	170名	38-8045	
さくらがおか保育園	中村字川沼 298	45名	37-7211	

※ただし、さくらがおか保育園については、3歳未満の児童が入所対象になります。

●申込方法 所定の申込用紙に記入し、印かんを持参のうえ必要な書類をそろえて社会福祉課に提出してください。(申込用紙は、保健福祉部社会福祉課または各保育園にあります)

●継続申込 現在入所している児童で、引き続き入所を希望する方は、家庭状況報告書を12月5日(月)まで入所している保育所に提出してください。

●その他

①保護者が保育所を自由に選んで申し込みをすることができません。

ただし、希望者が定員を超える場合は、公正な方法で入所選考を行うこととなります。

②保育料は、保育サービスの費用を基礎として所得に応じて決定します。

●申込・問い合わせ先 社会福祉課児童家庭係(☎372204)

『第1回中間報告』を配布しています

市ではこのたび、3月11日に発生した東日本大震災から半年後の9月11日までの記録をまとめた『第1回中間報告』を、市民の皆さんに配布しています。

10月中旬に行政区を通して配布しましたが、届いていない方で希望される方は、情報政策課(市役所3階)までお越しください。

※配布は、各世帯に1部ずつとなります。

●問い合わせ先 情報政策課(☎372117)

ふとん丸洗い乾燥 サービスを実施します

市では、次によりふとん丸洗い乾燥サービスを行います。希望する方はお申し込みください。

●対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する在宅の高齢者で、心身の障がいや傷病などにより、寝具類の衛生管理が困難な方

●サービス内容 対象者の使用しているふとん上下1組を無料で丸洗い乾燥します。ふとんの回収、配達は直接業者が行います。

●申込方法 健康福祉課（市役所分庁舎）に用意してある申請書で申し込みください。※印かんは不要ですが、保険証などの本人確認書類をご持参ください。

●申込期間 11月15日（火）～12月9日（金）

●サービス実施月 12月

●問い合わせ先 健康福祉課 高齢福祉係（☎372174）

従業員数が100人以下の事業主の皆さま 平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。

●1 育児短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用でき、短時間勤務制度を設けなければなりません。

▽短時間勤務制度は、就業規則に規定されるなど、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。

▽短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

●2 所定外労働の免除

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

●3 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う従業員は、事業主に申し出ることで、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

▽介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。

▽「要介護状態」および「対象家族」の内容については、介護休業と同様です。

▽「その他の世話」とは、「対象家族の介護」、「対象家族の通院などの付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話」をいいます。

★適用猶予されていた前記1～3以外の改正部分（育児休業の改正や子の看護休暇の拡充など）については、すでに平成22年6月30日より施行されているところです。

各制度については、就業規則などへの規定整備が求められておりますので、この機会にぜひ併せてご確認ください。

●問い合わせ先 福島労働局 雇用均等室（☎024-536-4609）



応急仮設住宅の 空き戸数

11月分の応急仮設住宅の募集についてお知らせします。

11月1日現在の仮設住宅の空き戸数は次のとおりです。募集の詳細については9月15日号の広報そうまをご参照ください。

その他詳しい内容については、建築課までお問い合わせください。

●問い合わせ先 建築課（☎372179）

仮設住宅名称	1DK	2DK	3K
北飯淵応急仮設住宅（東グラウンド）	0	1	0
柚木応急仮設住宅	0	2	0

※北飯淵、刈敷田応急仮設住宅は優先者（妊婦、4歳以下（当月末日現在）の子どもがいる方、身体障がい者、75歳以上（当月末日現在））のみの募集になります。

※上記募集住宅以外でも11月30日までに空きが出ましたら、入居いただけます。

インフルエンザ任意接種の補助対象者を追加します

市では、高齢者の方をインフルエンザ定期接種補助対象者としていましたが、インフルエンザの蔓延・重症化を防ぐため、新たに次の方を対象とします。

●追加対象者 生後6カ月以上高校3年生相当（平成5年4月2日以降に生まれた方）まで

▽13歳以上の方は、1回のみの補助

▽13歳未満の方は、2回まで補助

●接種料金（補助額）

▽高校生⇨接種料金3,600円を上限として半額を補助します。

▽13歳以上の中学生⇨3,600円を上限として全額補助します。

▽13歳未満⇨

◎1回目 3,600円を上限として全額補助します。

◎2回目 2,550円を上限として全額補助します。

※詳細は下表をご覧ください。

※平成23年度に限り、中学生以下の方には、市の補助に

接種料金（補助額）

	接種回数	接種料金（上限）	市補助（上限）	自己負担
高校生	1回	3,600円	1,800円	1,800円
13歳以上の中学生	1回	3,600円	3,600円	0円
13歳未満	1回目	3,600円	3,600円	0円
	2回目	2,550円	2,550円	0円

加え、日本ユニセフ協会のインフルエンザ予防接種支援事業の補助を受けています。

※対象者のうち生活保護世帯の方は、医療機関に生活保護受給証明書の提出が必要です。

●接種時期

11月1日（火）～平成24年1月31日（火）

●接種機関 インフルエンザ任意接種の実施医療機関

【全額自己負担で接種を受けた方へ】

保健センターに連絡のうえ、次の書類をそろえ手続きを行ってください。（平成24年2月末日まで）

※接種料金に違いがある場合、市補助金額を上限として補助します。

●必要書類など

▽インフルエンザ予防接種済証または母子健康手帳など接種を証明するもの

▽領収書

▽請求される方（保護者）の通帳および印かん

●問い合わせ先 保健センター（☎354477）

胃がん集団検診を実施

↳ 検診車での胃透視（バリウム造影）検査

市では、胃がん集団検診を次のとおり実施します。

申込みされている方には個人通知をしますが、転入された方や申し込みされていない方は、保健センターにご連絡ください。

また、今年度人間ドックや胃がん施設検診などで検査がお済の方は、対象となりません。

●対象者 40歳以上の方

ただし、次の方は主治医（医療機関）での検査をお勧めします。

▽喉頭・咽頭・気管支・肺の手術をされた方

▽食道・胃・腸の開腹手術をされた方、人工肛門の方

▽食道・胃・腸を治療中の方

●期間

▽11月28日～12月2日（月～金）

▽12月5日～12月7日（月～水）

●受付時間 7時30分～9時30分

※指定された日に受けられない方は、この日程内に受け

てください。

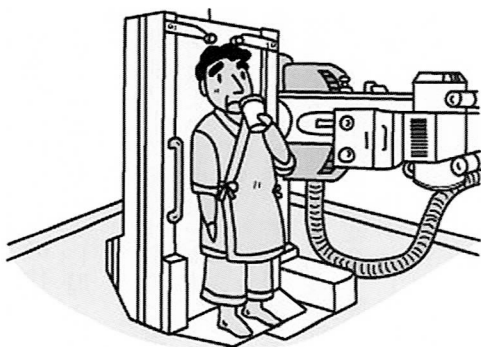
●検診場所 保健センター

●内容 検診車での胃透視（バリウム造影）

●検査料金 900円（自己負担額）

※検診日当日、70歳以上の方は無料

●申込・問い合わせ先 保健センター（☎354477）



重度障がい者の介護者へ 激励金を支給

10月1日現在で、3カ月以上市内に住所を有し、日常介護を必要とする重度障がい者を介護している方に、激励金を次により支給します。

ただし、介護保険法による保険給付の資格のある重度障がい者を除きます。

●対象者

在宅の重度障がい者（内部障害を除く身体障害者手帳1級または療育手帳A所持者）の介護者

※ただし、介護保険の資格のある方は、対象外になります。

●支給額 年額2万円（障がい者1人につき介護者1人）

●申請期間 11月15日（火）～12月15日（木）

※重度障がい者介護激励金現況届を提出された方は、申請の必要はありません。

●問い合わせ先 健康福祉課障がい福祉係（☎372109）

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間

厚生労働省では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」とし、労使をはじめとする関係者に対して、長時間労働の抑制などの労働時間適正化を図る取り組みが行われるよう周知・啓発を行うとともに、キャンペーンの一環として、厚生労働省ホームページにおいて職場の労働時間に関する情報を受け付けています。

●期間 11月30日（水）まで

▽厚生労働省ホームページ URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

●問い合わせ先 福島労働局労働基準部監督課（☎024-536-4602）



青少年健全育成市民会議 団体活動奨励金募集

相馬市青少年健全育成市民会議では、市内青少年健全育成事業活性化のため、団体活動奨励金を交付します。

この奨励金は、青少年健全育成事業を行う行政区や子ども会などの団体の活動を支援するためのものです。

希望する団体は、次により申請してください。

●交付金額 事業費の2分の1以内、限度額10万円（予算の範囲内）

●対象事業 青少年育成団体の組織強化および青少年健全育成活動事業

（例）餅つき大会、親子レクリエーション会など）

●提出書類 事業計画書、事業予算書（様式は事務局にあります）

●申請期間 12月1日（木）～12月27日（火）

●申請・問い合わせ先 相馬市青少年健全育成市民会議事務局（教育委員会 生涯学習課）（☎372187）

若年求職者のための合同企業説明会開催

福島労働局主催によるおむね40歳未満で正規雇用を目指す求職者の方を対象に、合同企業説明会が次により開催されます。

●日時 12月16日（金）11時～16時

●場所 総合福祉センター（はまなす館）

●内容

- ▽就職セミナー（11時～12時）
- ・企業に好印象を与える履歴書、職務経歴書の書き方

・効果的な自己PRの仕方

▽合同企業説明会（13時～16時）

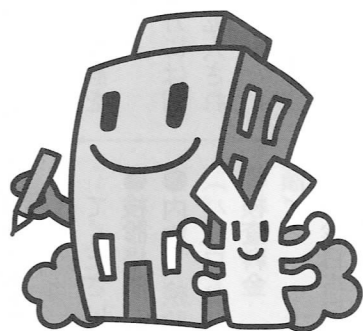
- ・個別ブースを設け企業と求職者により説明会を実施
- 参加費 無料

●問い合わせ先 若年者地域連携事業事務局（運営受託団体）学校法人新潟総合学院

（☎024-956-1008）

平成24年2月1日は 「経済センサスー活動調査」

ビルくんとケイちゃん



経済センサスのマスコット「ビルくん」と「ケイちゃん」

詳しい内容は、総務省のキャンペーンサイトをご覧ください。
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

相馬市教育復興子育て基金へ ご協力をお願いします

市では、震災からの復旧・復興に取り組んでいますが、将来を見据えた人材育成が大切と考え、9月議会において相馬市教育復興子育て基金条例を制定しました。

趣旨をご理解いただき、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

●目的

相馬市の子どもたちがこの危機を乗り越えてたくましく成長し、私たちの世代を引き継ぎ、やがて社会の中心として活躍してもらうために、子どもたちの生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）をはぐくむことを目的としています。

●事業実施状況

この基金による事業実施状況は、毎年定期的にお知らせする予定です。

●必要書類

市指定の「ふるさと寄附金」申出書に必要事項をご記入ください。

申出書は、教育委員会学校教育課窓口を設置してあるほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

●提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、いずれかの方法で学校教育課へ提出ください。

申し出いただいた方に、折り返し納入方法をご連絡します。

※電子メールで提出される方は、件名を「相馬市教育復興子育て基金」とご記入ください。

※申出書提出後、10日以上連絡がない場合は、お手数ですが学校教育課までお電話ください。

●税制上の優遇措置

相馬市教育復興子育て基金への寄附は、ふるさと寄附金として取り扱われ、税制上の優遇措置を受けることができます。

具体的には、5,000円以上の寄附で、個人の市県民税所得割の一割を上限とした税控除、所得税では5,000円を超える寄附額が社会保険料などと同じように所得控除されます。法人の場合には、税制上の優遇措置として寄附金額を損金に算入することができます。

詳細につきましては、お問い合わせください。

●問い合わせ先

教育委員会 学校教育課

(☎ 37-2185 FAX37-2617)

電子メール ky-gakko@city.soma.fukushima.jp

ふくしまっ子体験活動 応援事業

県教育委員会では、子どもたちがのびのびと活動できる環境が少なくなっている折心身ともにリラックスできる環境の中で体験活動を実施する団体などに補助をします。

各種団体の参加については、旅行業者を通していただくことで、宿泊費や交通費などの補助を受けることができますので、ぜひご活用ください。

●実施期間 平成24年3月31日まで

●内容 幼稚園や保育所、学校の部活動、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会など幼児・小中学生が5名以上参加し、福島県内で行われる体験活動に対し、宿泊費、交通費・体験活動費、保険料を一定額補助します。

《活動例》

自然体験、歴史文化体験、スポーツ体験、部活動、スポーツ少年団や子ども会などの交流活動、農林業体験など

詳しくは、県教育庁社会教育課のホームページをご覧ください。

<http://www.syakai.fks.ed.jp/>

●問い合わせ先

▽県教育庁社会教育課 (☎ 024-521-7799) ▽
相双教育事務所 (☎ 261315)
▽市教育委員会生涯学習課 (☎ 372187)

最低賃金が 改定されました

福島県の最低賃金は、11月2日から時間額658円となりました。

最低賃金法の規定により、最低賃金額未滿で労働者を雇用してはならず、同額未滿の賃金で雇用契約を締結した場合には、その契約は無効となります。

なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳しい内容はお問い合わせください。

●問い合わせ先

福島労働局労働基準部
賃金室 (☎ 024-536-4604)

新春のご案内

平成24年相馬市新春のついでを次により開催します。

多くの市民の皆様の参加を待ちしています。

●日時 平成24年1月5日(木) 16時

●場所 相馬フローラ

●会費 2,000円

●申込期限 12月14日(水)

※会費を添えてお申込ください。

※申込用紙は市役所秘書課、相馬商工会議所にあります。

市ホームページからダウンロードすることもできます。

●その他

※当日は、名刺(名札用)を1枚持参してください。

※送迎バスは、相馬商工会議所玄関前と市民会館前から15時30分に出発しますのでご利用ください。

●申込・問い合わせ先

▽市秘書課(☎372115)

▽相馬商工会議所総務課(☎33171)

生涯学習講座

「放射線講座」を開催

原発事故以来、身近な問題となった放射線が心身に及ぼす影響について正しい知識を得るため、各分野の専門家の先生をお招きして放射線に関する生涯学習講座を開催します。

講座は、11月から1月にかけて、全4回行います。どなたでもご参加いただけます。

【第1回講座】

●日時 11月26日(土) 18時

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

●講師 横浜市立大学附属病院麻酔科准教授 宮下徹也氏・放射線技師 伊藤紀子氏

●内容 「放射線から身を守って、安心生活」

放射線を「学び」、「知り」、「管理」して付き合うことが安心への第一歩です。ぜひお越しください。

※当日は車が混み合うことが予想されますので、乗り合いなどのご来場にご協力ください。

●問い合わせ先 生涯学習課

(☎372187)

第6回こころのふれあいサポート

全国のライフセーバーを中心としたボランティア団体「チームS.O.S」が、被災者同士が心の輪をひろげていくお手伝いをしています。

今月は、1日目を老人憩の家で、2日目を飯豊小体育館で開催します。

おとなも子どもも笑顔になれる場をご用意します。お気軽にご参加ください。

●日時・場所

▽11月26日(土) 10時～15時 老人憩の家清流荘(山上字尖森)

▽11月27日(日) 10時～15時 飯豊小学校体育館(大曲字天神前)

●対象 どなたでも。お気軽にご来場ください。

●内容 ▽おとな向け ▽円卓コミュニケーション、軽い運動など ▽子ども向け ▽屋内外遊び、自然体験、工作など

※お昼ご飯や着替えは持参してください。

※各仮設住宅への送迎バスがあります。

●後援 相馬市

●問い合わせ先 ▽豊田勝義(☎090-4090-33)

49) ▽健康福祉課(372174)

▽チームS.O.S ホームページ

<http://t-sos.persimmons-inc.com/>

オカリナ・男声合唱 ジョイントコンサート

中央公民館で開催しているオカリナと男声合唱の教室生が、ジョイントコンサートを開きます。

「未来に向かって伸びゆく福祉と文化の都市」の街づくりを目指したコンサートを企画しました。

クリスマスも近づいてきました。皆さん気軽に生の音楽を楽しんでみませんか。

●日時 12月11日(日) 14時～15時

●入場料 無料

●演奏曲目 きよしこの夜・竹田の子守唄・エーデルワイス・木曾節 ほか

●会場 コミュニティセンター12階会議室

●問い合わせ先 中央公民館(☎372208)

ご参加ください！ スポーツフェスティバル

市民が各種スポーツなどをラリー方式で体験し、楽しさとスポーツに触れ合う機会をつくることを目的に、スポーツフェスティバルを開催します。

●日時 12月18日(日) 9時30分～14時

●場所 スポーツアリーナそうま

●種目 ▽ラジボール卓球 ▽カローリング ▽ソフトバレーボール ▽弓道 ▽ストリートダンス ▽太極拳 ▽カンフー

▽パドミントン ▽パドルテニス ▽将棋

●参加費 無料

●主催 NPO法人そうま中央スポーツクラブ

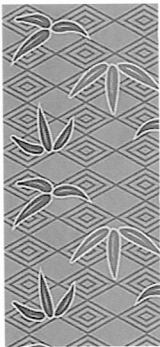
●後援 市教育委員会、うつくしま広域スポーツセンター、(有)タカクニ、福島民報社、福島民友新聞社

●賞品 1人が6種目以上体験すると参加賞を差し上げます。

※当日は、スポーツができる服装で参加してください。

●申込・問い合わせ先 スポーツアリーナそうま(☎372309)

(☎372309)



そうま音楽夢工房「震災復興支援コンサート」

NHK 交響楽団メンバーによる金管五重奏

そうま音楽夢工房では、福島県と公益財団法人三井住友海上

文化財団との共同で「震災復興支援コンサート」を開催します。

N-crafts コンサート

井川明彦 [トランペット] Akihiko Ikawa

栃本浩規 [トランペット] Hiroki Tochimoto

今井仁志 [ホルン] Hitoshi Imai

吉川武典 [トロンボーン] Takenori Yoshikawa

池田幸広 [チューバ] Yukihiro Ikeda

12月17日 開場 14:30 開演 15:00

相馬市総合福祉センター (はまなす館)

入場料 無料 (入場整理券が必要です)

プログラム

▽主よ人の望みの喜びを (J.S. バッハ) ▽気のいい鍛冶屋 (ヘンデル)

▽天空の城「ラピュタ」メドレー ▽ドラゴンクエスト序曲 など

※曲目は変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※未就学児のご入場はご遠慮願います。

申込み 電話・メールで予約ができます。

予約先 (問合せ先) 生涯学習課 (☎37-2187) Eメール ongaku@city.soma.fukushima.jp

※図書館・相馬市中央公民館でも入場整理券を取り扱っています。

音楽に、耳を傾けてみませんか 復興支援コンサート

相馬高等学校・相馬東高等学校を中心に
した合同バンドが音楽によって再び結束。

仙台フィルハーモニー管弦楽団 特別演奏会

つながれ心 つながれ力 仙台フィル マイタウンコンサート in 新地 2011

11月23日 水・祝 開場 14:30 開演 15:00

新地町総合体育館

指揮：岩村 力

仙台フィルハーモニー管弦楽団

相双地区高等学校合同バンド

(相馬高等学校・相馬東高等学校ほか)

入場料 無料 (入場整理券が必要です)

プログラム

第1部 ~吹奏楽ステージ~

第2部 ~仙台フィルステージ~

▽交響詩「フィンランディア」(シベリウス) ▽「カルメン」組曲より(ビゼー) など

※出演者・曲目などが変更になる場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

※未就学児の同伴入場はご遠慮ください。

入場整理券配布場所 相馬市生涯学習課・相馬市中央公民館・相馬市図書館

問い合わせ先 ▽相馬市生涯学習課 (☎37-2187)

陸上自衛隊 高等学校生徒募集

自衛隊福島地方協力本部では、次のとおり学生を募集します。

●募集項目 陸上自衛隊高等工科学校生徒

●応募資格

15歳以上17歳未満の男子

(中卒か卒業見込含)

※年齢基準≡平成24年4月1日現在

●募集人員

約26名(参考・22年度募集人数)

※平成23年度の募集人員は、決定次第、自衛官募集ホームページなどでお知らせします。

●受付期間 11月1日(火)～平成24年1月6日(金)

●試験期日

▽1次≡平成24年1月14日(土)

▽2次≡平成24年1月28日(土)～31日(火)間の指定する1日

●試験会場

▽1次≡南相馬市労働福祉会館(予定)

▽2次≡陸上自衛隊郡山駐屯地

●試験内容

▽1次

①筆記試験(国語、社会、数学、理科、英語) 択一式・マークシート

※内容は中学校卒業程度

②作文(500字程度)

▽2次≡口述試験(個別面接)、身体検査および適性検査

●合格通知時期

▽1次≡平成24年1月23日(月)

▽最終≡平成24年2月17日(金)

●入校時期 平成24年4月上旬

●受験案内 自衛隊相双地域事務所配布しています。

●申込・問い合わせ先 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所(〒975-0003

3 南相馬市原町区高見町1丁目142-2 ☎・FAX

234712)

税の無料相談のご案内

東北税理士会相馬支部では、東日本大震災により被災された方を対象に、「税金に関する無料相談」と、税を考える週間の行事として一般の方を対象に「様々な税金に関する無料相談」を開催します。

●日時

11月26日(土)、27日(日) 10時～16時

●場所

総合福祉センター(はまなす館) 2階会議室(☎361905)

●被災された方がご相談の際に持参するもの

▽り災証明書

▽建物の建築時期がわかる資料

▽直近の確定申告書など

●問い合わせ先 東北税理士会 相馬支部

税務支援対策部(☎372024)

※税金の申告書類の作成、税の相談や手続きなどは税理士でないときけません。

※依頼する場合は資格のある正規の税理士であるかどうか、税理士会などに確認するなど、十分に注意してください。

被災住宅の補修や再建の無料相談を実施

一般財団法人ふくしま建築住宅センターでは、被災者からの住宅の補修・再建などの相談に無料でお応えしています。

《相談例》

▽基礎にヒビが入ってしまった。

▽内装にヒビが入ってしまった。

▽瓦が割れた、ずれた。

▽家が傾いてしまった。

など

【相談業務内容】

●相談専用フリーダイヤル

ふくしま建築住宅センター

●フリーダイヤル 0800

800-8553

●受付時間 8時30分～17時

(祝日を除く月曜日～金曜日)

【相談窓口】

●現地相談所 南相馬市原町区錦町1丁目25 アースム

1階イベントコーナー

※フリーダイヤルにご予約のうえ、お越しください。

●フリーダイヤル 0800

800-3920

【対面相談】

●受付時間 10時～16時

(祝日を除く月曜日および金曜日)

●現地での相談(随時)

被災者からの要請に応じて、随時現地で相談に応じます。

※相談業務は、1級建築士が対応します。

●問い合わせ先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター

(☎024-573-0118

FAX024-573-0160)

●お問い合わせ先 生活環境課

希望する方は生活環境課まで予約してください。

●日時 12月7日(水) 10時

45分～14時40分

●場所 市役所1階 市民相談室

●問い合わせ先 生活環境課

(☎372144)

東日本大震災に関する無料法律相談会

原発事故による賠償請求手続きの相談など、震災に関する無料法律相談会を開催します。

希望する方は生活環境課まで予約してください。

●日時 12月7日(水) 10時

45分～14時40分

●場所 市役所1階 市民相談室

●問い合わせ先 生活環境課

(☎372144)

「私的整理に関するガイドライン」に基づく 債務の整理について相談会を開催

8月22日から「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が開始されました。個人版私的整理ガイドライン運営委員会福島支部では、このガイドラインに基づき債務の整理について相談会を開催します。

相談は無料で、秘密は厳守します。

「津波や地震で家も車も失ったのに、ローンは残って支払が難しい」、「原発の影響で住むことができない家のローンが残っている」、「事業を再開したいが、地震で壊れた設備の負債が残っている」などの悩みをお持ちの個人の方、個人事業主の方のご相談を受け付けます。(法人の方は除きます)

- 日時
 - ①11月20日(日)
 - ②12月7日(水)
 - ③12月18日(日)
- ※各日程いずれも10時～16時まで

裁判手続きの方法をご案内します

福島県内の裁判所では、裁判手続きの利用をお考えの方に、無料で裁判手続き(概要や必要書類、経費など)をご案内しています。

お気軽に最寄りの裁判所にお問い合わせください。

●例えば:

◎震災で亡くなったり、行方不明となったりした方の財産に関する事

◎震災で両親が亡くなったり、行方不明となったりしたお子さんの後見(財産の管理)などに関すること

◎手形や小切手などの有価証券の紛失に関する事

◎借りたお金を返せないなど

●問い合わせ先

▽相馬簡易裁判所(中村字大手先48-1) ☎36514

▽福島地方裁判所(福島市花園町5-45) ☎024-534-2289

▽福島家庭裁判所(福島市花園町5-38) ☎024-534-2419

▽福島簡易裁判所(福島市花園町5-45) ☎024-534-2360

地デジ視聴について相談コーナーを設置

福島県のアナログ放送は、来年3月31日に終了します。地デジのご準備をお急ぎください。

デジサポ福島では、次の期間、相談コーナーを設置します。地デジアドバイザーが個別の相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。事前申込みは不要です。

●期間 12月1日(木)～15日(木) 10時～16時

※土曜・日曜・祝日を除く

●場所 総合福祉センター(はまなす館) 第1会議室

●内容 地上デジタル放送視聴に関する総合相談

「地デジ受信相談」「チューナー支援の手続き相談(※)」など

※デジタル放送がまだ視聴できないNHK放送受信料全額免除世帯・市町村民税非課税世帯・半壊以上の被災された世帯の方々を対象としています。

●問い合わせ先 デジサポ福島(☎024-505-1010)▽平日9時～21時▽土日・祝日9時～18時

東日本大震災 無料法律相談会

震災により、法律問題でお悩みの方を対象に無料法律相談を行います。税務関係の相談もお受けします。

●日時 平日・13時～17時

●場所 市役所分庁舎 第1会議室(2階)

●主催 福島県弁護士会

●後援 △相馬市四団体協議会(司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・税理士会)▽福島県社会保険労務士会

※弁護士会は月・木曜日の14時～16時。四団体協議会は平日の13時～17時。社会保険労務士会は火曜日の13時～15時。

※電話による相談もお受けします。(☎372206)

無料法律相談のご案内

12月2日(金) 13時～16時 総合福祉センターで。

相談を希望する方は、市社会福祉協議会(☎36503)

(3)まで予約してください。なお、予約は11月18日(金)から受け付けます。

12月定例教育委員会開催

傍聴を希望する方は、事前にお問い合わせください。

- 日時 12月6日(火) 13時30分
- 場所 中央公民館 会議室
- 問い合わせ先
教育部総務課 (☎37-2183)

「思いやり 人も車も 自転車も」 相馬市内の交通事故発生状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成23年 10月	14	0	19
累計 (1月～)	146	1	186
前月 年比	-23	1	-37

《12月の健診・相談会など》

会場 保健センター (☎35-4477)

実施日	受付時間	事業名	対象児
12月2日(金)	12:30～13:00	9～10か月児健診	平成23年 2月生まれ
12月8日(木)	13:00～13:30	1歳6か月児健診	平成22年 5月生まれ
12月9日(金)	12:15～12:45	3～4か月児健診・BCG接種	平成23年 8月生まれ
12月12日(月)	9:15～9:40	1歳児むし歯予防教室	平成22年 10月生まれ
12月15日(木)	13:00～13:30	3歳児健診	平成20年 8月生まれ
12月16日(金)	13:30～16:30	言語相談会 ※	就学前の幼児(予約制)
12月20日(火)	9:15～9:45	育児相談会	希望者(乳幼児)

※ お子さんに、ことばが遅い、発音が気になるなどの心配がある場合は、専門の相談員が相談に応じます。定員が1回あたり3～4人のため予約制となります。相談をご希望の方は、事前に保健センターにご連絡ください。

●申込・問い合わせ先 保健センター (☎35-4477)

◎10月の3歳児健診でむし歯のなかったお子さんは、15名でした。

にいづま くれあ 新妻 紅愛さん	せき 舞帆さん	さざき せな 佐々木汐風さん	よねやま みお 米山 美音さん
おの ひろむ 小野 弘夢さん	すずき りおん 鈴木 凛音さん	こん ふうか こん 富美花さん	まつた しょうご まつた 翔吾さん
よしだ あゆむ 吉田あゆむさん	たけしま こはる 竹島 来良さん	おの だれあ 小野田礼純さん	さいとう ななみ 齋藤ななみさん
さいとう すばる 齋藤 慧晴さん	ながさわ みちる 長澤未知瑠さん	きむら こうすけ 木村 光祐さん	

みんな素晴らしいね、むし歯ゼロ、歯磨き頑張ろう！

休日当番医

11月20日(日)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500
11月23日(水)	柏村内科胃腸科	中村二丁目	36-6636
11月27日(日)	羽根田医院	沖ノ内二丁目	35-2970
12月4日(日)	相馬中央病院	沖ノ内三丁目	36-6611
12月11日(日)	杉本医院	小泉字高池	36-3650

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎36-5101)
相馬中央病院 (☎36-6611)

献血にご協力を

月日	時間	場所
11月17日(木)	9:50～16:30	(株)IHIキャスティングス 相馬工場
11月18日(金)	9:00～16:30	(株)IHI
12月5日(月)	10:00～12:00	三星化学工業(株)相馬工場
	13:30～16:30	ローム・アンド・ハース・ ジャパン(株)
12月7日(水)	10:00～16:30	市民会館
12月11日(日)	10:00～14:00	エイトタウン相馬
	14:30～16:30	大橋屋 小泉店

休日歯科当番医

11月20日(日)	西町歯科医院	南相馬市鹿島区	46-5534
11月23日(水)	グリーン歯科	小泉字高池	35-5112
11月27日(日)	佐藤歯科医院	中村字新町	36-0707
12月4日(日)	篠山歯科医院	沖ノ内二丁目	36-1622
12月11日(日)	相良歯科医院	南相馬市鹿島区	67-2525

※診療時間は9:00～16:00